



議会だより

平成24年 5月 1日 発行
 発行 青森県上北郡横浜町議会
 〒039-4145
 青森県上北郡横浜町字寺下35
 電話 (0175) 78-2111
 F A X (0175) 78-2118
 編集 議会広報編集委員会

ホタテ高水温被害からの再生を願い 努力を重ねてきた漁業者たち



24年 4月12日



作業は順調。4月末までには終了かな



量も大きさもまあまあ



養殖に必要な稚貝は確保

●24年度一般会計予算 P 2～

30億9,000万円 前年度対比 3億8,577万7千円の減
 限られた財源の中で、住民生活の向上、産業振興、少子・子育て対策
 福祉や防災対策などに所要額を確保

●第1回定例町議会 P 4～

一般質問に5人登壇 澤谷松大議員、橋本 円議員、秋田義美議員
 沖津正博議員、秋田 力議員

●議会事務局職員の異動 P 10

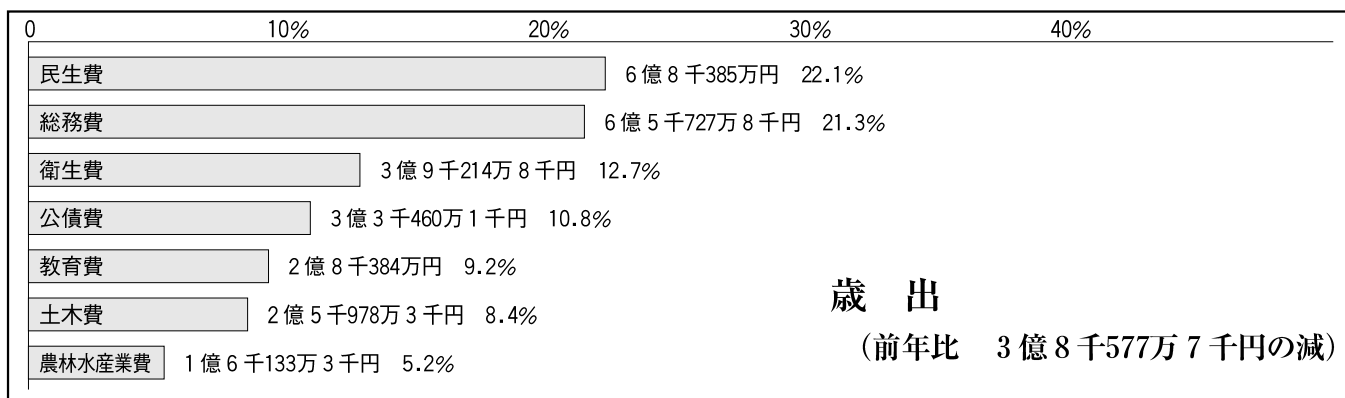
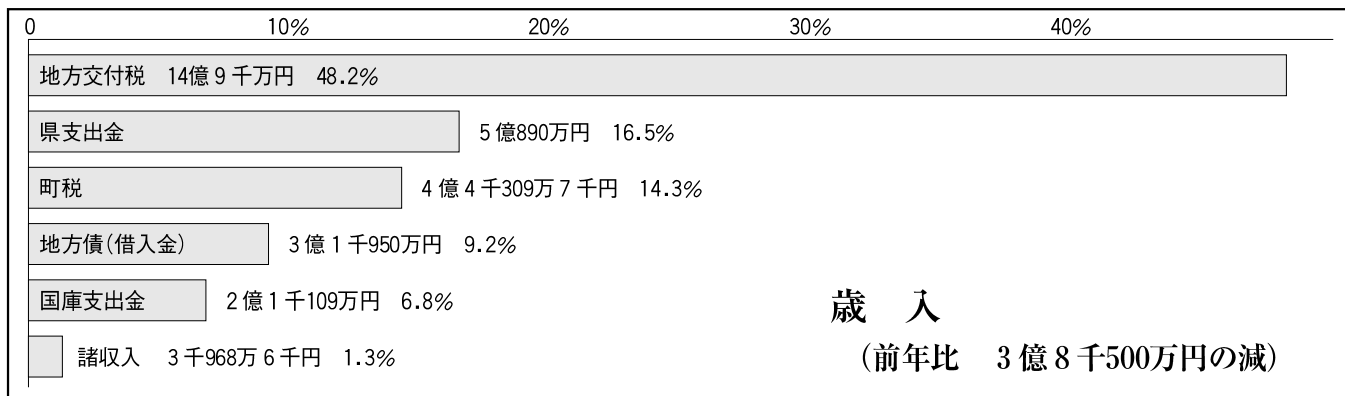
平成24年度町の予算

一般会計予算 30億9千万円








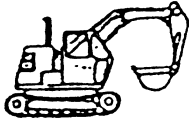


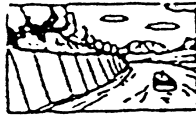
(前年比 3億8千577万7千円 11.1%の減)

予算編成については、自主財源確保はもとより、行財政改革計画に基づき事務経費の一層の節減に努めると共に、各種補助金や継続事業の見直しを行うとともに福祉対策、生活環境対策など所要額確保に努めました。第一次産業振興や子育て支援、雇用対策のための予算措置など重点をおきました。

《一般会計 歳入歳出の構成比（主なもの）》



《一般会計予算の概要（歳出）》

議会費 55,085千円 	総務費 657,278千円 	民生費 683,850千円 	衛生費 392,148千円 	労働費 15,059千円 	農林水産業費 161,333千円 
商工費 57,598千円 	土木費 259,783千円 	消防費 188,383千円 	教育費 283,840千円 	災害復旧費 40千円 	公債費 334,601千円
					諸支出金 2千円
					予備費 1,000千円

《主な施策及び予算額等について》

○ 〈一般会計 新規事業〉

①コミュニティバス購入事業	17,700千円
②学校給食センター維持運営基金造成	117,600千円
③横浜町雇用対策事業	15,000千円
④米色彩選別機導入事業補助	4,700千円
⑤地域商業活性化事業補助	3,000千円
⑥住宅耐震診断委託	1,300千円
⑦安全安心住宅リフォーム促進支援事業補助	800千円
⑧三保野1号線側道橋整備事業	16,600千円
⑨国際交流員招致事業	7,240千円
⑩横浜小学校新築基本計画調査委託料	2,000千円

○ 〈一般会計 継続事業〉

①住基法改正に伴う既存システム改修事業	8,768千円
②百歳祝い金	1,500千円
③子ども医療助成事業(対象者拡充)	12,120千円
④一般廃棄物収集運搬業務委託	15,000千円
⑤合併処理浄化槽設置整備事業補助(単独費分)	2,466千円
⑥馬鈴薯生産振興対策事業	3,672千円
⑦中山間地域等直接支払制度事業	27,365千円
⑧菜の花フェスティバル運営事業	12,945千円
⑨ふるさとのまつり運営事業	7,000千円
⑩道路除雪費	28,362千円
⑪電源立地地域対策交付金事業(土木費)	64,300千円
⑫町営住宅整備事業	98,264千円
⑬中学生海外体験学習事業	2,730千円

《補正予算》

◇一般会計	3,355万2千円を減額し	→	37億7,376万5千円へ
◇国民健康保険特別会計	366万6千円を追加し	→	8億983万4千円へ
◇介護保険特別会計	1,997万4千円を減額し	→	6億4,540万1千円へ
◇後期高齢者医療特別会計	76万4千円を追加し	→	3,869万2千円へ
◇下水道事業特別会計	21万8千円を減額し	→	1,625万3千円へ
◇水道事業会計			
・収益的収入	1,233万2千円を減額し	→	7,816万7千円へ
・収益的支出	36万7千円を減額し	→	7,891万4千円へ
・資本的収入	2万6千円を追加し	→	2,502万7千円へ

◎特別会計

○横浜町国民健康保険特別会計	762,908千円
○横浜町介護保険特別会計	
・保健事業勘定	642,312千円
・介護サービス事業勘定	4,854千円
○横浜町後期高齢者医療特別会計	41,016千円
○百目木地区農業集落排水事業特別会計	22,128千円
○横浜町下水道事業特別会計	13,589千円
○横浜町水道事業会計	
・収益的収入	81,524千円
・収益的支出	78,308千円
・資本的収入	19,437千円
・資本的支出	75,809千円

【主な審議内容】

問 原子力発電施設調査一般見学会の視察予定団体は。

答 新町、有畑町内会、農業委員会、大豆田土地改良区、家ノ前川目組合漁業者の五団体申し込み。

問 「原子力発電施設等普及費」の項目名称を「安全対策費」とする考え方はないか。

答 今後検討する。

問 障害者自立支援給付事業内容は。

答 ヘルパーが障害者の居宅で家事等手伝い、補装具生活日用品、給付等の事業、施設入所者の相談事業など。

三月十二日～十三日の二日間開催。平成二十四年度当初予算案について慎重に審査し、秋田雅敏委員長から本会議にその内容を報告

原案のとおり可決



予算審査特別委員会

問 要援護児童対策地域協議会の委員構成メンバーと内容は。

答 法務局、児童相談所、保健所、警察署、社会福祉協議会、ちどり保育園、民児協関係等十五名で構成、年二回程度会議開催。要援護児童援助の取組み不登校、入学児童等に対する就学援助、特別支援学級の関係の情報交換など。

問 敬老会に参加出来ない方の対応は。

答 記念品、資料の配付等あるので経費的な問題も含めて検討していきたい。

問 在宅福祉事業費が減額されている。施設に入れない人のフォロー、予算措置されていない部分は考えているのか。

答 予算計上しているのは実績ベース。利用者があれば補正で対応したい。

問 なのはな苑で増床すると伺っている。それについては、補正対応するのか。

答 四十床増床で、なのはな苑と県の対応になる。今の所町は予算計上の予定はない。

問 地域商業活性化事業の内容は。

答 二十%プレミア付き「横浜町共通商品券」の発行事業。

問 ホタテ特定養殖共済事業の内容は。

答 平成二十二年度から掛金十%補助で実施しているもの。共済支払は四月以降の確定と聞いている。

問 工事費一式一千万では砂濠工事予算足りないのでないか。

答 完成したものの利用者に迷惑かけている状態。対応を関係機関と協議している。

四月早々に調査するが、予算不足の場合は財政と協議。

問 住宅耐震診断委託事業の内容は。

答 町が登録業者に委託。昭和五十六年三月三十一日以前に建築の住宅が対象。

問 国保世帯減少の要因は。

答 後期高齢者への移行が主な原因。

問 国保税滞納処分の件数は。

答 給料差押え二件、戸別所得補償支払差押え二十件位。

問 訪問理美容サービス内容は。

答 社会福祉協議会へ委託している。三十人、年六回程度の予算計上。

問 横浜小学校改築等検討委員会の状況は。

答 今年度基本的な課題を町、建築家も含めて進めたい。平成二十八年春に開校できるようなスケジュールで考えている。

平成24年

第1回定例町議会

平成24年第1回定例町議会は、3月6日(火)から14日(水)までの9日間の会期日程を1日繰り上げ議案28件、専決処分報告2件、副町長の選任に関する同意1件合計31案件を慎重審議し、原案のとおり可決、採択、同意しました。

一般質問には、澤谷松大議員、橋本円議員、秋田義美議員、沖津正博議員、秋田力議員の5人が登壇し、町当局の考えをいただきました。

審議した主な内容

人事案件



新渡 喜広 氏

副町長選任に同意

任期 平成二十四年四月一日
から平成二十八年三月
三十一日まで



梅村 和夫 氏

人権擁護委員推薦可決

任期 平成二十四年七月一日
から平成二十七年六月
三十日まで

◎町有地の財産処分

原案可決

日本ホワイトファーム(株)によるプロイラー農場建設用地として、財産を処分したいの

で、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条により提案するもの

所在地 字太郎須田三二一
三五七地内

現況地目 山林

地積 九三、〇〇〇㎡
処分金額 千百十六万円

◎特別職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
施設の統廃合に伴い報酬額を改め、スポーツ振興法が改正施行されたことに伴い、引用している例規の一部を改正

原案可決

◎道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

道路法施行令の一部を改正する政令の改正に伴い、道路占用料等徴収条例の一部を改正

原案可決

◎町税条例の一部を改正する条例

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため

原案可決

の地方税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正法律等が交付されたことに伴う条例の一部改正

◎手数料徴収条例の一部を改正する条例

原案可決

火薬類の消費の許可に関する事務が県より事務権限が町へ委譲となるため事務の効率化等に伴う一部改正

◎介護保険条例の一部を改正する条例

原案可決

第五期横浜町介護保険事業計画における年度期間を平成二十四年度から二十六年度までとする

◎子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

原案可決

平成二十四年七月一日から中学生までの子ども医療費を無料化とすることで、子どもの健康の増進、子育て支援を図る

◎乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例

原案可決

子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

◎議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

原案可決

地方主権改革一括法の公布に伴い地方自治法が改正されたこと等に伴う一部改正

◎町立公民館条例の一部を改正する条例

原案可決

地域主権改革一括法の公布に伴い、社会教育法が改正され、公民館運営協議会委員の委嘱基準が条例化事項となつたため一部改正

◎町営有畑地区農村基盤総合整備事業の経費等の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

原案可決

地域主権一括法の交付に伴い土地改良法が改正されたことに伴う一部改正

◎水道事業の設置等に関する条例の一部改正

原案可決

地域主権一括法の交付に伴い地方公営企業法、地方公営企業法施行令が改正されたことに伴う一部改正

◎下北地域広域行政事務組合規約の変更

原案可決

児童福祉法の一部が改正されることに伴い「障害児入所施設」呼称が一元化されることから、規約の一部変更する必要があるため

◎青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更に

ついて
地方公共団体数の増減、規約変更について協議する必要が生じたので、議会の議決を要するもの

意見書

福岡県筑後市長他
拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択

発議

議会閉会中における所管事務調査の付託
議会閉会中に各委員会の所管事項について、調査したいので議会の付託を受けるもの

可決

提出者 大澤弘悦
賛成者 澤谷松大
賛成者 秋田雅敏

一般質問



澤谷 松大 議員

質問一

二月一日の豪雪の
町道の除雪はどうであったか

二月一日の豪雪により国道二七九号線において三百台から四百台の車が完全にストップし、車内で一昼夜を過ごすなければならぬ状況にあった。当日の国道の除雪はともかく町道の除雪はどの様な状況にあったのか。

答弁(町長)

町内除雪委託業者、
日本ホワイトファーム一台
合計十三台で頑張ったが
作業は困難

二月一日国道二七九号線の有畑から浜田町内の間で大型車がスリップし、通行できな

いとの情報がありました。国道開通が最優先と考え上北県民局道路管理者と連絡を取り、町内除雪委託業者、日本ホワイトファーム一台の計七台を現地へ向かわせました。残り六台はそれぞれの除雪路線を行いました。益々の豪雪により作業は著しく困難な状況でした。

質問二

豪雪による
被害の把握はどうか

この豪雪によってビニールハウス、家屋の崩壊等の被害はなかったのか。

答弁(町長)

幸いにも被害報告はない

現在「横浜町豪雪対策本部」においての被害報告は受けていません。

質問三

全面通行止め、立ち往生等の
対応はどうしたか

雪で埋まった車の援護対応をしていて運転手から今の状況がどの様になっているか聞かれた。当日の連絡状況がどの様であったか。

答弁(町長)

教訓として
詳細な情報を提供できる
体制づくりの検討

交通障害により役場から立ち往生状態の現場に行くことが出来ずその方々の連絡は、地元消防団や帰宅していた役員職員の徒歩による巡回や安否確認、避難所への誘導作業が主なものでした。

このことを教訓として立ち往生した車輛等に対し、現在の状況や国道開通等の詳細な状況を提供出来る体制づくりを検討していきたいと考えています。



一般質問



橋本 円 議員

質問一

「地域防災計画」の
策定期間はいつごろか

この一年間様々な災害がありました。二十三年三月東日本大震災、九月二十一日の台風十五号、つい最近では二月一日の東風(やませ)による吹雪で約四十キロに及ぶ国道二七九号線の交通渋滞により、町内の学校、集会所に避難したり、車中で一晩過ごした人もいました。この様に自然災害はいつ来るか解りません。町では平成十八年に「地域防災計画」を修正しています。

地震編、風水害編となり六章までのきめ細やかですが、古い内容、これで良いのかと思う箇所があります。町民の安全・安心のための防災計画の策定はいつ頃になるのか。

答弁(町長)

二十四年度中に策定します

平成八年に制定、平成十八年に地震編、風水害等編に修正しております。東日本大震災を踏まえた地域防災計画の修正に反映させることになっております。災害時の応急対策検討委員会で、避難所としての適合性、情報収集・伝達体制の見直し、備蓄品の災害時の医療体制、ライフライン等の非常用電源装置の整備、職員の初動体制の見直し、備蓄品や災害時の医療体制など検討を進め、今年六月頃には項目ごとのマニュアルを作成予定であり、それらを地域防災計画に盛り込み二十四年度中には策定出来るものと思っております。

質問二

全町での防災訓練等 考えはないか

防災訓練は地震を想定して本町地区で実施しているが北地区、南地区では実施の予定

はないのか。又原子力発電所の事故を想定した防災訓練はしないのかどうか。

答弁(町長)

町民参加型及び 地区の持ち回り実施を 原則としたい

平成二十二年度から役場周辺を訓練場所に防災訓練の実施をしております。来年度以降の防災訓練は、訓練内容検討会議で実施方法を協議するが町民参加型及び地区の持ち回り実施を原則としていきたいと考えております。又、原子力発電所の事故を想定した防災訓練に附いては、むつ下北地区及び北部上北で構成する「原子力発電所に係る関係市町村連絡会議」において広域的な防災訓練の協議について提案していきたいと思っております。



一般質問



秋田 義美 議員

質問一

社会福祉協議会 住民訴訟問題の町長答弁は 事実と異なるのではないか

平成二十年六月副町長、担当課長は社協での調査をしながら何故「問題ない」と答弁し又町長は九月議会で「ご質問のような事実は全くなく云々」と答弁したのか。これの答弁は事実と異なると思われるがなぜこの様な答弁をしたのか。

答弁(町長)

九月定例議会で 答弁したとおり

平成二十年九月定例議会においての「社会福祉協議会職員が介護保険事業業務に専念し、本務である福祉事業につ

かず怠り、放置したことは事実である。」との質問に対しては「ご質問のような事実はなく、その職員が本務である福祉業務を行っている。」と答弁したとおりであります。又、平成二十三年九月二十八日の仙台高等裁判所の判決においても「社会福祉事業に相当程度従事していた」と付言されています。

質問二

町監査委員はなぜ 措置請求棄却したのか

町監査委員は何故施行規則に反して住民の措置請求には理由がないものと判断し棄却したのか。

何故総務課長まで経験した代表監査委員は町条例や施行規則を無視して棄却したのか。

答弁(代表監査委員)

平成十二年四月一日から平成十五年四月一日付けの横浜町社会福祉協議会の辞令は、事務局次長兼社会福祉活動専門員として発令されています。職員は社会福祉活動が本

質問三

不当利益返還請求権の 時効は十年ではないか

監査の際事実証明を添付した前会長や、前事務局長からこの問題の実情を聞かなかつたのは何故か。又不当利益返還請求権の時効は十年とあるが、町は社会福祉事業に施行規則に基づき補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還を命じるか、自主的に返還するよう促すべきではないか。

答弁(町長)

補助金返還命令及び 自主的な返還を 求める考えはない

社会福祉法人が行う事業の補助金に関する条例並びに施行規則により、申請を受け交付決定、事業完了報告の提出

を受け額の確定、補助金精算をしております。平成二十三年九月二十八日の仙台高等裁判所の判決においても「町社会福祉協議会に対する交付決定取り消しという手続きを経していないにもかかわらず、直に町が社会福祉協議会に対して不当利益返還請求権を有する」と言うことは出来ず、本件全証拠をもってしても、この判断を左右する事情は見当たらない」との判決が出されております。事業計画に基づいた社会福祉活動に対する補助金であると判断しており、補助金返還命令及び自主的な返還を求める考えはありません。

一般質問



沖津 正博 議員

質問一

豪雪災害による

「横浜力」の発揮と対策は

二月一日～二日にかけて発生した豪雪による対応は「あつたか横浜町」として話題になりました。小さな町ゆえの細かな対応と思いやりの心が功を奏した出来事でした。十二月から続く雪害で町の除雪経費も大幅増となる一方、町民からは「緊急時の情報が無い」「雪捨て場が欲しい」など様々な被害も出ております。雪捨て場の確保、町民や高齢者の除排雪への対応、雪解け後の地権者や建物破損等の対応、町除雪経費への国県からの支援などが必要と感じています。これまでの雪害に対する総括と課題、今後の対応について伺います。

答弁(町長)

破損等は保険で対応

国の臨時特例措置に期待

電話での状況確認、巡回等を行っておりますが、昼夜の作業にもかかわらず追いつかない状況にあります。雪解け後の地権者や建物破損等は保険で対応となります。除排雪経費に対する国、県からの支援については、国が市町村に

直接支援する臨時特例措置を実施する意向を示しており三月中に正式決定の予定です。災害的な雪害から住民生活を守るため、どの様な対策、対応が必要であるのか今後の検討課題です。



質問二

山海の恵みを生かす

産業振興の抜本的強化を

農畜水産物価格の低迷や販売と経営不振、又高齢者や傷病などでの農漁業を取り巻く経営は厳しく、農業においては後継者不足で産業を如実に反映しており町の緊急課題です。一方加工販売を主とする道の駅始め産直活動や、安心、安全の消費嗜好の高まりは食料・食品のニーズの多様化と合わせモノづくりと消費需要の情勢は刻一刻と変化しながらも、一層「食」は今日の重要なテーマとなっております。

山海の恵み豊かな横浜町を生かすためにも、農畜漁業を中心とした生産、加工、販売の戦略を練り、生産者や加工販売者を確実に育成していくための知恵を結集出来る協議の場及び指導体制が必要と考えます。

新しく始まる農水省による青年就農給付金事業等を契機に抜本的な町産業振興の強化と育成のため町長の所見を伺います。

またTPP参加問題や産業振興を含めた講演会、シンポジウムを積極的に開き行動していくことを求めます。

答弁(町長)

生産から販売までいかにして

付加価値を付けるか課題

担い手の育成、確保、土づくりを基本とした農作物の生産を進め、学校給食センターでは地元産食材として道の駅での野菜等を利用しております。加工関係では各産業団体の下部組織等で構成する「なたね」の会が道の駅に出品しております。下北ブランド開発推進協議会での横浜町の認証商品はナマコ加工品。なたね茶、ドレッシング、蜂蜜等があります。漁業関係では、ホタテ貝殻敷設漁場造成事業の調査結果では稚ナマコの生育数が多く今後の生産維持向上が期待されます。又横浜ブランドとしての「よこはまナマコ」の商標登録に現在漁協理事会で検討しております。生産から販売までいかにして付加価値をつけるか従来より検討課題になっておりますので、当町の特産物のながいもやホタテ等の加工品の開発を関係団体等と協議しながら進めて行きたいと考えており

ます。

TPPによる影響は第一次産業だけでなくあらゆる分野に及ぶものと理解しておりますので、議会ははじめ各産業団体とも連携をとっていききたいと考えております。

質問二

原子力防災対策の万全を

福島原子力対策を踏まえ昨年六月に原子力防災の体制強化を図るため「原発に係る関係市町村長会議」が発足しました。県は新年度から原子力防災関連設備の拡充のため関係八町村へ交付金制度を創設すると伝えられており、県の核燃税収入からまかなわれるようです。

これまで町は原発事故以降原子力災害の防災対策を検討してきましたが、県の交付金を前にもどの様な対策を講じているのか。

また下北半島防災連絡会議と連携をとりながら、三月下旬には関係市町村との災害時の被災者救出、物資応援など応援協定が締結予定とも報じ

られています。内容がどのようなものか。更には関係市町村長会議ではどのようなことが検討されているのか。

答弁（町長）

防災対策の確立と

住民の安全確保のための資機材等を整備をしたい

交付金の使途は公共施設に係る整備・維持補修、福祉対策、地域活性化、防災安全対策等となっています。防災計画に基づいて防災対策の確立、住民の安全確保のための資機材等を整備したいと考えています。

又原子力災害時応援協定（案）の内容は、①食料、飲料水及び生活必需品、その供給に必要な資機材の確保②被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材の確保等六項目の協定をすることとなります。

また市町村長会議では下北半島縦貫道路の早期全線整備及び国道二七九号線の改良整備、避難先の確保などについて県知事へ要望したいと話し合わせております。

一般質問



秋田 力 議員

質問一

町総合振興計画に基づく実施計画策定内容は

町総合振興計画を今まで四回策定をし、第四次計画が平成二十二年度で終了しました。第四次、第五次の事業等の実施計画について伺います。

①第四次で経過した事業名と進捗率②第五次の実施計画（三ヶ年のローリング方式）が策定していれば主な事業名」

答弁（町長）

町づくりの方向性と目標を達成するための手法を明確に

第四次、第五次計画とも基本構想と基本計画による策定となっており、町づくりの方向性と目標を達成するための手法を明確にする構成となっ

質問二

原子力災害・

防災に対する認識は

ています。平成十七年度から二十一年度までの主な事業は横浜、百目木、源氏ヶ浦漁港地域水産物供給基盤整備事業、加工センター新築事業、菜の花フェスタバル及び夏まつり運営事業、町道及び農道整備事業、公共下水道及び合併処理浄化槽整備事業、高規格救急自動車及び小型動力ポンプ付積載者購入事業、統合保育所整備事業、横浜中学校屋外運動場整備事業、管内小学校コンピュータ整備事業などで進捗率は事業費ベースで五十三・三％となっております。

又平成二十二年度から二十七年までの主な事業として横浜、百目木、源氏ヶ浦漁港地域水産物供給基盤整備事業、菜の花フェスタバル及び夏まつり運営事業、町道及び農道整備事業、橋梁補修事業、防災無線設備デジタル化事業、雪寒機械整備、福祉バス等運行事業、横浜小学校校舎及び屋外運動場整備工事、学校給食センター建て替え事業、スクールバス運行事業、中学生海外体験学習などとなっております。

①東通原発及び六ヶ所核燃料サイクル施設の隣接の町として再稼働・試験操業をどの様に考えているか。

②防災区域（避難区域）を従来の八～十kmから三十kmに拡大する方向です。横浜町も事故避難区域内防災計画の策定が必要になります。この場合何を基準に避難対策を判断するのか。又町内懇談会を開催し町民の意見を徴して判断する考えはないか。

③県内の第一次産業及びサービス産業の一部で損害賠償の請求をしている状況にあります。風評被害が当町一次産業には出ていないのか。

④下北七町村に野辺地を加えた「原発等に係る関係市町村長会議」県の「市町村長会議」において検討、協議した事項について交付金問題等報道されています。現段階で報告出来る範囲で報告頂きたい。

答弁（町長）

**原子力安全の確保には
深層防護の追求が
不可欠である**

の策定後に周知します。

①東通原子力発電所の再稼働、六ヶ所核燃料サイクル施設の試験操業は、国が示した「緊急安全対策」「外部電源の信頼性の確保」「シビアアクシデントへの対応」により業者が実施した対策、国、県の確認結果により、事故防止対策を早急に実現する。原子力安全の確保には深層防護の追求が不可欠であるとの原点到ち戻り、原子力施設の安全性を全面的に保障出来るよう安全対策を講じ、国の責任の下で着実に推進していくこと、周辺市町村としての意見を反映して頂くよう強く要望していきたい。

③関係機関からの情報によると肉用牛関係で損害賠償請求しており、七月から十二月分で二十八戸、百六十四頭が事業請求されております。牛乳に関しては全国農業組合連合会青森県支部が独自検査、ホタテに関しても漁業組合独自の検査を行っており問題はありません。

④下北半島縦貫道路の早期全線整備、国道二七九号線の改良整備の促進。

避難先の確保や避難住民の把握に努めると共にその支援体制を確立する。

農林畜産物等については、風評被害の拡大防止のため、国が具体的な安全基準を明確にして一元的に検査を行い、安全確認を行うよう要請する。

国県からの財源支援は国、県において電源三法交付金制度を維持確保するよう要望する。

又下北半島地域の原子力関連施設関連に係る地元市町村事業の実施による地域振興策の推進及び防災関連経費として、県の一般財源による市町村交付金制度の創設など県知事に対し要望しております。

質問二

**社会福祉協議会への
補助金交付は適正か**

①社会福祉協議会からの補助金要望の内訳と当初予算に計上した補助金の内訳を具体的に伺いたい。

②基本的に社会福祉協議会積立金相当額を補助金要望額から単年か複数年で減額し交付することが望ましい処理の仕方と想っています。業務委託補助金の交付方法と数千円円の積立金額を考慮して予算計上してあるのかどうか。

答弁（町長）

**適正な事業運営、補助金の
あり方を検討したい**

①補助金要望額内訳として、運営費補助金として当初職員二名、臨時職員一名分の人件費として千五百七十二万六千二百円の要望がありました。町財政も厳しいこともあり、平成二十三年度と同額の千四百万円を二十四年度当初予算に計上してあります。

②過去において町財政にゆとりがなく同様の措置を講じた時期がありました。町の財政状況や社会福祉協議会が管理する基金の状況、福祉事業に欠かせない車輛や事務用機器の更新、運転資金の確保などを含め町社会福祉協議会と協議しながら適正な事業運営、補助金のあり方を検討したいと考えております。

質問四

一月二日～二日

やませ豪雪徐排雪対策は

①県管理の国道の徐排雪で業者に地域の特性の把握、危機管理の甘さがあったのではなにか。天気予報等により二十四時間の早期除雪体制をとっていればあのようなトラブルがなかったのではないかと。

②国道の通行止めの影響により町道除雪が遅れた原因でないか。マニュアル等作成し方全を期して頂きたい。

③立ち往生の運転手は情報がなく非常に不安だった。情報伝達手段を関係機関と協議して欲しい。

④浜田へ吹越、善知鳥までの農免道路の冬場の通行体制の検討が必要でないか。

答弁（町長）

**国道管理の上北県民局と
情報伝達や情報の
共有化を図る**



たが思うように進まず断念した経緯があります。迂回対策として浜田・善知鳥間の農免道路の確保も視野に入れ豪雪対策本部等で検討したいと考えております。

質問五

事務組織(機構)と臨時職員の体制は

①機構改革(グループ制度)を総括し検討の概要をお知らせ願いたい。
②臨時職員が相当在籍している。採用理由と在籍数、何%か。勤務年数ごとの状況がどうであるか。
③臨時職員の採用は町長の裁量権ですが役場管理職員の家族もいるようです。一般町民にも働く機会を与える意味から改善する考えはあるのか。

答弁(町長)

住民サービスが低下することのないようグループ制の導入

①職員数が年々減少する中で平成十七年二月に策定した「横浜町行政改革推進チーム会議」を設置し事務分掌の

見直しなど行い平成十八年四月に移行しました。五年が経過し、行政事務の変化や事務量の増減、住民への行政サービスの適切な供給など現組織体制の検証を昨年十二月行っております。事務改善委員会を設置し問題点の洗い出し、それに対する対策など現在検討しております。

②事務改善委員会において、職員への意見聴取やアンケート、町民の方々からのご意見を参考に検討したいと考えております。

③臨時職員はパートを除き三十二名で平成二十三年四月における町職員数が七十三名で全体の三十%となっております。勤務年数ごとの状況は十年以上が九名、五年以上が六名、三年以上が四名、三年未満が三名です。採用理由としては従来から臨時職員で対応している給食センター調理員、庁舎清掃作業員、トレーニングセンター管理人、保育士、学校用務員の退職不補充に伴う採用、通常業務の事務助手としての採用となっております。
④町行政運営を進めるための貴重な人材となっており、今後優秀な人材を確保す

るため課長会議等で採用方法について検討していきたいと考えています。

質問六

公立野辺地病院の健全化計画の概要は

公立野辺地病院は十年度に策定した計画が困難になり、今年度から三ヶ年計画で病床を介護型老人保健施設転換し収入増を図る方針案の様ですがその内容について伺いたい。

又三ヶ町村の今年度の負担金が単年度で一億円とされているがその用途と各町村の負担割合を示して欲しい。
赤字の大きな要因は何なのか。



答弁(町長)

介護療養型老人保健施設を開設し医療収入を増加経営の健全に取り組む

平成二十二年度資金不足比率が経営健全化基準を上回る経営悪化となったため、五年を期間とした病院経営健全化計画を策定運営してきました。透析医療の休止、看護体制七対一の入院基本料の断念など今年度の医療収入が大幅に減収しました。二十四年度から三ヶ年で進める経営健全化計画(案)の新たな収入確保手段として介護療養型老人保健施設への転換が主要方策として示されております。
現在休止している南病棟を医療型療養病棟へ、本館四階の療養病棟を介護型老人保健施設へ転換するものです。
一億円の増額は現計画の期間五年間で構成三町村は不良債務解消分として合計九億五千万円を特別負担金として年に二億円づつ病院へ繰り出しております。しかし二十三年度分見込んだ収益が一億円不足するため、野辺地町が七四・四三%横浜町が一二・二%六ヶ所村が十三・三五%を負担するものです。
又赤字の大きな要因は医師不足医療収入の減で脳神経外科や産科医師の不在による影響が大きかったと思われま

議会事務局職員



議会事務局職員に次のとおり人事異動がありましたのでお知らせします。

◆定年退職

杉山 敏 行

議会事務局 長

平成二十四年三月三十一日付

◆議会事務局へ



高橋 敏 広
議会事務局 長
(総務課より)

平成二十四年四月一日付

議会を傍聴しませんか

3月議会傍聴者は11名でした。町の動きを知るよい機会です。多くの方が町政に関心を持ち、議会を傍聴することが議会活性化の一つです。みなさんの傍聴をお待ちしています。次の定例会は6月です。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

TEL 78-2111 内線430・431